○経済産業省告示第二百二十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

平成二十七年十月十六日

経済産業大臣　林　幹雄

原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則

（通則）

**第一条**　原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金（以下単に「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）によるほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

**第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　原子力発電施設等　発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号。以下この条において「整備法」という。）第二条に規定する発電用施設のうち、原子力発電施設（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下この号において「機構」という。）が設置するものを除く。）又は発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第三条第一号に掲げる再処理施設（機構が設置するものを除く。）、同条第八号に掲げる加工施設、同条第十号に掲げる実用ウラン濃縮施設、同条第十一号に掲げる貯蔵施設、同条第十二号に掲げる廃棄施設若しくは同条第十三号に掲げる最終処分施設

二　事業地域　その区域内に原子力発電施設等が設置された市町村の区域若しくはこれらの市町村に隣接する市町村（整備法第四条第七項の規定による同意を受けた同条第一項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあっては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を、整備法第十条第三項の規定による同意を受けた利便性向上等事業計画が同条第四項において準用する第四条第一項後段の規定により作成された場合にあっては同項後段に規定する市町村に該当する市町村をそれぞれ含む。）の区域又はその区域内に原子力発電施設等が設置された道県の区域内の市町村の区域のうち次条に規定する措置の対象とすることが特に必要と認められる市町村の区域

（交付の対象）

**第三条**　経済産業大臣は、その区域内に設置された原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県（以下「対象道県」という。）に対し、当該変化により事業地域の住民の生活、経済及び社会に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響その他状況（以下「影響等」という。）を勘案して特に必要と認めるときは、予算の範囲内において、対象道県の事業地域に係る次の各号に掲げる措置の区分ごとに行う事業に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当と認められる場合に限り交付金を交付するものとする。

一　原子力発電施設等理解促進等措置（原子力発電施設等に係る知識の普及等に係る措置をいう。）

二　原子力発電施設温排水有効利用措置（原子力発電施設から排出される温水の有効な利用方法の実施に関する調査に係る措置をいう。）

三　原子力発電施設温排水有効利用実証調査等措置（原子力発電施設から排出される温水の有効な利用に関する実証調査、研修、広報、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置をいう。）

四　原子力発電施設温排水等有効利用施設整備等措置（原子力発電施設から排出される温水若しくは蒸気の有効な利用を行うための施設の整備及び運営に係る措置（当該措置のために行う温水若しくは蒸気の有効な利用に関する調査、試験研究の実施及び計画の策定に係る措置を含む。）をいう。）

五　公共用施設に係る整備、維持補修及び維持運営措置

六　企業導入・産業活性化措置（企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業、地域の産業関連技術の振興のための事業、事業地域に立地する企業に対する設備（土地及び建物を含む。）の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業その他これらに準ずる措置をいう。）

七　福祉対策措置（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備及び運営その他の住民の福祉の向上を図るための措置をいう。）

八　地域活性化措置（地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域における福祉サービスを提供する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業、地域住民の生活利便性向上に資する事業並びに地域の人材育成に資する措置（前二号に掲げる措置に係るものを除く。）をいう。）

2　事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、次のとおりとする。

一　事業費
(1) 工事費
(2) 用地費及び補償費
(3) 調査設計費
(4) 設備費
(5) 調査費、広報費及び研修費
(6) 維持運営費
(7) 事業運営費
(8) 附帯雑費
(9) 一般事務費

二　補助金
(1) 補助金
(2) 一般事務費

三　出資金
(1) 出資金
(2) 一般事務費

四　貸付金
(1) 貸付金
(2) 一般事務費

五　基金造成費（第三号に掲げるものを除く。）
(1) 事業運営基金
(2) 施設整備基金
(3) 維持補修基金
(4) 維持運営基金
(5) 一般事務費

3　交付金は、対象道県が作成する地域振興計画（事業地域の地域振興に寄与するための事業に関する計画であって、影響等を勘案して特に必要があるものとして、経済産業大臣が認めるものをいう。以下単に「地域振興計画」という。）に基づき、交付するものとする。

（交付限度額）

**第四条**　一の地域振興計画に係る交付金の交付限度額は、地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、二十五億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額とする。この場合において、一の会計年度における交付金の交付限度額は、当該地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、五億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額とする。